

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画について

1 計画策定の趣旨等

本計画は、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えて、令和3年4月から3年間の本市の高齢者福祉と介護保険事業の施策の方向性を定めるものです。策定にあたっては、明石市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において学識経験者や地域の活動団体の代表者、保健医療福祉関係者、介護保険サービス事業者等8人の委員で審議するとともに、パブリックコメントの募集等を行い、計画としてまとめました。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

(2) 基本理念

「地域で支え合い 安心して暮らせるまちづくり～地域共生社会の実現に向けて～」

(3) 計画期間における重点的な取組

- ① 介護保険施設等の整備や福祉人材の確保等の支援
- ② 介護予防と自立支援の推進
- ③ 認知症の人や家族への支援の充実
- ④ 災害や感染症対策に係る体制整備

3 パブリックコメントについて

(1) 実施期間 令和2年12月15日から令和3年1月14日まで

(2) 提出件数 1人13件

(3) 主な内容

- ・ 地域総合支援センターにおける高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等に対して総合的に相談支援する体制の充実
- ・ 感染症や災害に対する取組の明確化
- ・ 特別養護老人ホームの入所待機者解消のために施設整備の強化

4 主な修正点

(1) 施策展開の基本方向の施策4を「災害・感染症に対する体制整備の推進」に修正（56ページ）

施策の内容を明確化するため「安全快適な暮らしやすいまちづくり」から重点的に取り組む「災害・感染症に対する体制整備の推進」に修正しました。

(2) 災害や感染症に関する基本的な考え方や主な取組を記載（75、76ページ）

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害、感染症に対する体制整備について記載しました。

(3) 施設整備・人材育成の施策の充実（77ページ）

施設整備や福祉人材の確保等を重点的に推進するために新たに設置した「施設整備・人材育成室」を中心として、介護保険施設等の整備の促進、事業所等に対する人材の確保や育成に向けた支援等に取り組むことを記載しました。

(4) 介護保険料基準額の修正（91～107ページ）

国により令和3年度の介護報酬の改定等が示されたことにより、保険料収納必要額を修正するとともに、第8期計画期間における介護保険料の上昇理由を記載しました。

また、コロナ禍において、介護保険料の上昇による高齢者の経済的負担を抑える観点から、介護保険給付費準備基金を約15億円取り崩し、第8期計画期間の介護保険料基準額は、第7期計画期間の介護保険料月額基準額を据置き、月額5,870円、年額70,440円としました。

5 市民への周知

- ・ 広報あかしへの掲載
- ・ 市ホームページへの掲載
- ・ 啓発パンフレットの公共施設等への設置